
武蔵野市市民活動促進基本計画 中間のまとめ（案）

平成 23 年 12 月
武蔵野市

<<目次>>

I. 本計画の目標と位置づけ.....	1
1 本計画の目標.....	1
2 本計画の位置づけ.....	2
II. 市民活動促進に向けた考え方.....	4
1 市民活動の発展段階.....	4
2 市民活動団体の自律（自立）・連携のあり方.....	5
3 市民活動促進と協働の推進に係る基本姿勢.....	5
III. 施策の方向性.....	7
1 施策体系.....	7
2 発展段階別にみた取組.....	8
IV. 計画の実現に向けて.....	9
1 計画の進捗管理.....	9
2 計画の推進体制.....	9

I. 本計画の目標と位置づけ

1 本計画の目標

市民が自ら担う公益活動を通じて、課題に気づき、解決策を模索し、他の団体や行政とも連携・協働を図りながら、ともに解決につなげていく地域社会をつくりだすこと

私たち一人ひとりの生活の質を高め、地域社会を豊かにしていくためには、私たち自身が地域に関わり、人々との絆を紡ぎだすとともに、市民や地域が抱える課題やニーズに対してきめ細かく向き合い、解決していくことが非常に重要です。

しかしながら、人々の価値観が多様化する中で、課題やニーズも複雑化・多様化しています。こうした中、税を原資とし、あまねく公平なサービスの提供が求められる行政サービスでは、個別具体的で多様なニーズには応えきれない現状が、非常に大きな課題となっており、行政以外の様々な主体による公共的な課題の解決が求められるようになってきました。

ふりかえって、市民活動についてみると、市民活動は多様な価値観に基づき、「行動に移したい」という能動的な気持ちに後押しされ、市民のニーズや共感に支えられたものであり、中には地域を越えて課題解決のために活動している団体も少なくありません。こうした活動は、市民同士の共感を育み、絆をより確かなものにするとともに、市民のニーズや共感に支えられているからこそ、きめ細やかで、先駆的な取組を行うことで、これまで行政では対応しきれなかった課題を解決することが可能な存在でもあります。

こうしてみると、今後、対応すべき課題やニーズがよりいっそう複雑化・多様化する中で、市民活動を促進し、公共的な課題の解決につなげていくことが、ますます重要になってきます。

さらに、こうした市民活動を促進し、市民活動によって公共的な課題の解決を図っていく上では、他の様々な立場にある団体や行政・企業などとともに、課題解決のプロセスに参加し、学びあい、協力し合っていくことで、それぞれの持つ力以上のものを引き出し合いながら、それぞれが役割を果たすという「連携と協働」が不可欠となっていきます。

こうした観点から、本計画では、「市民が自ら担う公益活動を通じて、課題に気づき、解決策を模索し、他の団体や行政とも連携・協働を図りながら、ともに解決につなげていく地域社会をつくりだすこと」を目標としました。

これは、武蔵野市が昭和 46 年に策定した第一期長期計画以来、武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた「市民自治」の理念(地方自治の主権者は市民であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動に責任を負う)とも合致するものです。

2 本計画の位置づけ

2-1. 計画のミッション

・市民活動の理念の共有化と市民活動のための環境整備、基礎的基盤整備のための市の課題の明確化

本計画では、市民活動を促進するための目標や理念を整理し、市民や行政を含めた武蔵野市全体として共有するとともに、今後 10 年間における武蔵野市としての取組みの方向性と具体策を提示することを、そのミッションとしています。

市民活動は、そもそも民間による自発的・自律的な活動です。課題に気付いた一個人あるいはグループ等が、周囲の共感と協力を得ながら、自由に柔軟な発想のもと、展開していく活動でもあります。

そこで、市民活動の持つ自由で柔軟な発想や、自主性・自律性を損なわないことを大切にしながら、行政や企業、その他の団体とともに豊かな地域社会を実現するために必要な環境の整備や、市民活動団体が活動を充実していくために組織の力をつける上で必要な、人、財政、情報などの基礎的基盤整備にむけた、行政としての課題を明確化し、その課題解決のために武蔵野市として対応すべき取組を検討しました。

2-2. 対象となる市民活動の範疇

・中心は市民公益活動

市民活動は、市民個人にとって、自己実現・自己表現のツールとして、あるいは社会的な活動を実現する器としての機能を有していたり、メンバー間の支えあいを促進する機能を有していたり、あるいは広く公益的な活動を行ったり、地域の課題を解決する役割を果たすなどの、複合的な側面を持ちます。

本計画では、「市民自らが担う公益活動を通じて、課題に気づき、解決策を模索し、他の団体や行政とも連携・協働を図りながら、ともに解決につなげていく地域社会をつくりだすこと」を目標としていることから、計画の中心としてとらえる市民活動を特に市民公益活動としました。

元来、私益-共益-公益はそれぞれ連続的な関係にあります。従って、私益を意味する個人個人の趣味的活動や、共益を意味する特定のメンバーのみで行う活動が、次第に公益に結びつく可能性があります。また主に趣味的活動を行う団体でも、活動の一部が、公益的な活動と結びつく可能性があります。

そこで、中心は、公益的活動に置きながら、私益、共益に位置づけられる活動についてもそれが公益的活動へ結びつく部分については、本計画の対象とすることとしました。

図表 1 私益-共益-公益

私益…個人の利益。自らのために提供される利益。
共益…活動する団体内の共通の利益。相互に支えあいや見返りが存在する互酬的行為の中から得られる利益。
公益…社会一般の利益。公共の利益。

2-3. 計画の位置づけと計画期間

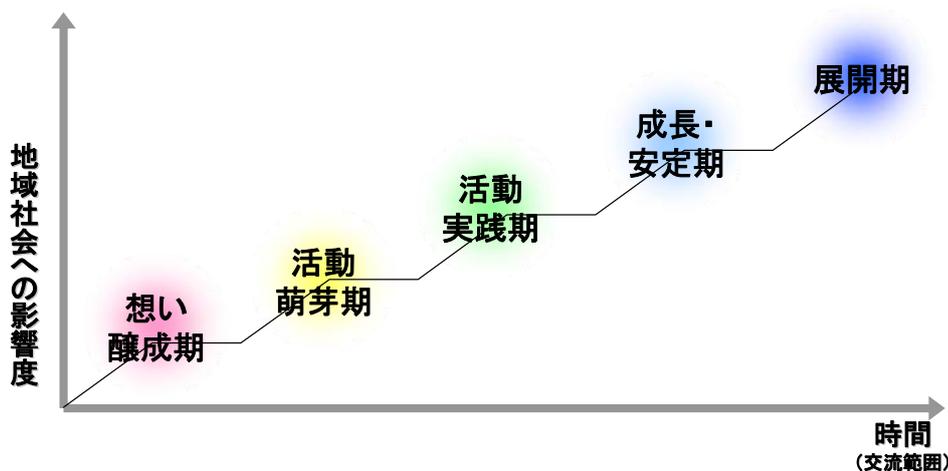
本計画は現在策定中の第五期長期計画を上位計画とする分野別計画で、計画期間は 10 年とします。ただし、計画期間中においても、計画を取り巻く環境の変化や施策の実施状況等を踏まえて、計画期間の中間に見直しを行うこととします。

II. 市民活動促進に向けた考え方

1 市民活動の発展段階

市民活動は、その発足や展開において様々な形態を含んでおり、すべての団体が同じような経緯をたどるわけではありませんが、本計画ではこうした多様な発展段階を想定しつつも、個人あるいはグループの問題意識から出発し、次第に活動が成立して活発化して大きく成長する、以下のような発展段階を見据えながら、施策の検討を行いました。

図表 2 市民活動団体の発展段階のイメージ



資料) 起業支援ネット (2004) をはじめ各種資料から作成

想い醸成期	何らかの社会課題について認識が生まれる時期。 目に見える具体的なアクションが起こるわけではないが、個人、あるいは友人・知人等数名の間で社会課題が認識され、少しずつ問題意識が醸成されはじめる
活動萌芽期	醸成期を経て、具体的な活動を起こすべく準備を始める時期。任意の参加者による小集団として徐々に活動が始動し、メンバー間で活動方針や取り組む課題領域、受益者層や活動の対象などについて、議論が交わされることが多い。
活動実践期	醸成期・萌芽期を経て、具体的なアクションを始める段階。試行錯誤を繰り返しながら、ノウハウを少しずつ蓄積していく時期。 実践の結果、参加者の目的意識や意思に応じて活動対象が特定されてゆく時期でもあるとともに、活動を通じて、他団体や他セクター（行政やマスコミなど）との関係性が生まれることもある。
成長・安定期	実践を重ねながら参加者が次第に拡大していく傾向が一般的に見られる。また団体によっては、法人格の取得を行う例も多い（助成金申請等の際に形式要件が求められる例、銀行口座の開設など実務的な必要性に直面する例、組織内外から位置づけの確立を求められる例、などの理由が一般的。） 代表者を定める、会員制度を作る、など団体としての要件を揃える中で、メンバー間の役割分担やステークホルダーとの関係の整理が進むことも多い
展開期	成長・安定期を経て、さらに活動を広げていく段階。 地理的な広がり（他地域展開や水平展開）を見せる例、活動頻度や対象者数が拡大する例、活動を踏まえて発見された新たな社会課題に対応すべく展開する例などが考えられる。 まれにコアプレーヤー・メインプレーヤーの複数化により、組織自体が分化するなどの例も見られる 活動が大きく拡大するため、組織マネジメント面での課題を抱える傾向も強い 資金調達面やマンパワー、組織マネジメントなど、活動を行う上での課題をもっとも強く感じる時期でもある

2 市民活動団体の自律（自立）・連携のあり方

・自律的に活動を展開する状態を目指す姿

本計画では市民が、自ら担う公益的活動を通じて、課題に気づき、解決策を模索し、解決につなげていく地域社会をつくりだすことを目指しています。その実現のためには最終的には市民活動団体が自律(自立)的な活動基盤を有していることが必要です。そこで本計画では市民活動団体が自律的に活動を展開するに至るまでのプロセスを、側面的に支援するための道筋を検討しました。

市民活動団体の自律した状態とは、今回の計画では「1. 市民活動の発展段階」で整理した「活動実践期」を想定することとします。すなわち、市民活動団体が地域社会の課題に気づき、構成員と共に具体的な活動について実践を重ねながら、必要に応じて他の組織や行政、企業といった他のセクターとの間でも何らかの連携や協働を図りながら、市民活動団体が自律的に活動を展開する状態として位置づけます。

3 市民活動促進と協働の推進に係る基本姿勢

3-1. 市民活動促進に係る基本姿勢

「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」では、従来から自治活動の基盤となってきた「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神を市民活動に対しても広汎に活かし、以下に示す「武蔵野市 NPO・市民活動促進三原則」を定めています。

本計画においても、この三原則を踏襲し、市民活動促進に係る基本姿勢と位置づけます。

(武蔵野市 NPO・市民活動促進三原則)

【自発性・自主性の尊重】

- ・それぞれの NPO・市民活動団体の思いや理念を受け止め、活動の自発性・自主性を尊重し、新しい公共の担い手のパートナーとして位置づけ、相互理解に努めます。

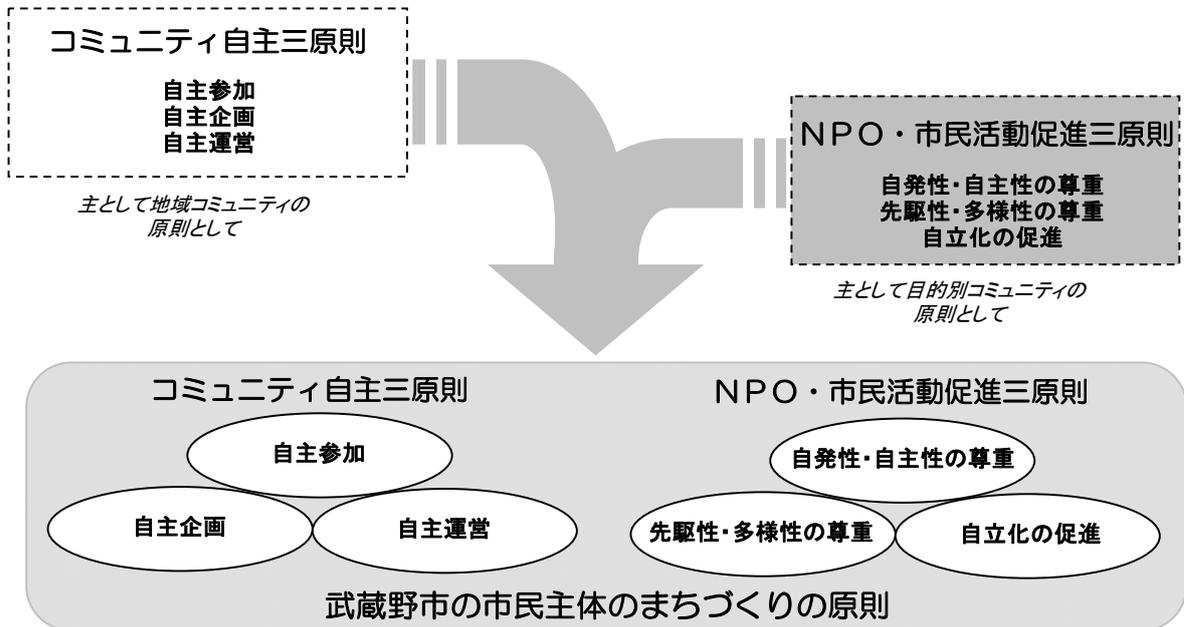
【先駆性・多様性の尊重】

- ・行政が取り組みきれていない新しい課題や行政では十分な対応ができない課題等に、NPO・市民活動団体が先駆的に、かつ、柔軟に取り組んでいることを受け止め、それらの多様な特性を生かした事業ができるよう、NPO・市民活動団体からの情報提供や政策提言、事業提案の意義を尊重します。

【自立化の促進】

- ・NPO・市民活動団体の主体性を尊重し、具体的な支援策についても多様な選択肢を用意し、それぞれの団体が、活動内容や特性等にに応じて活用することによって、資金面などの面で行政に依存せず、団体そのものの自立を促進できるようにします。

<武蔵野市の市民主体のまちづくりの原則>



3-2. 協働の考え方

本計画において協働は、様々な主体の担う活動により、公共的な課題を解決していく上での手段の一つとして位置づけています。また、協働することにより、市民活動が活性化されるという側面にも期待しています。

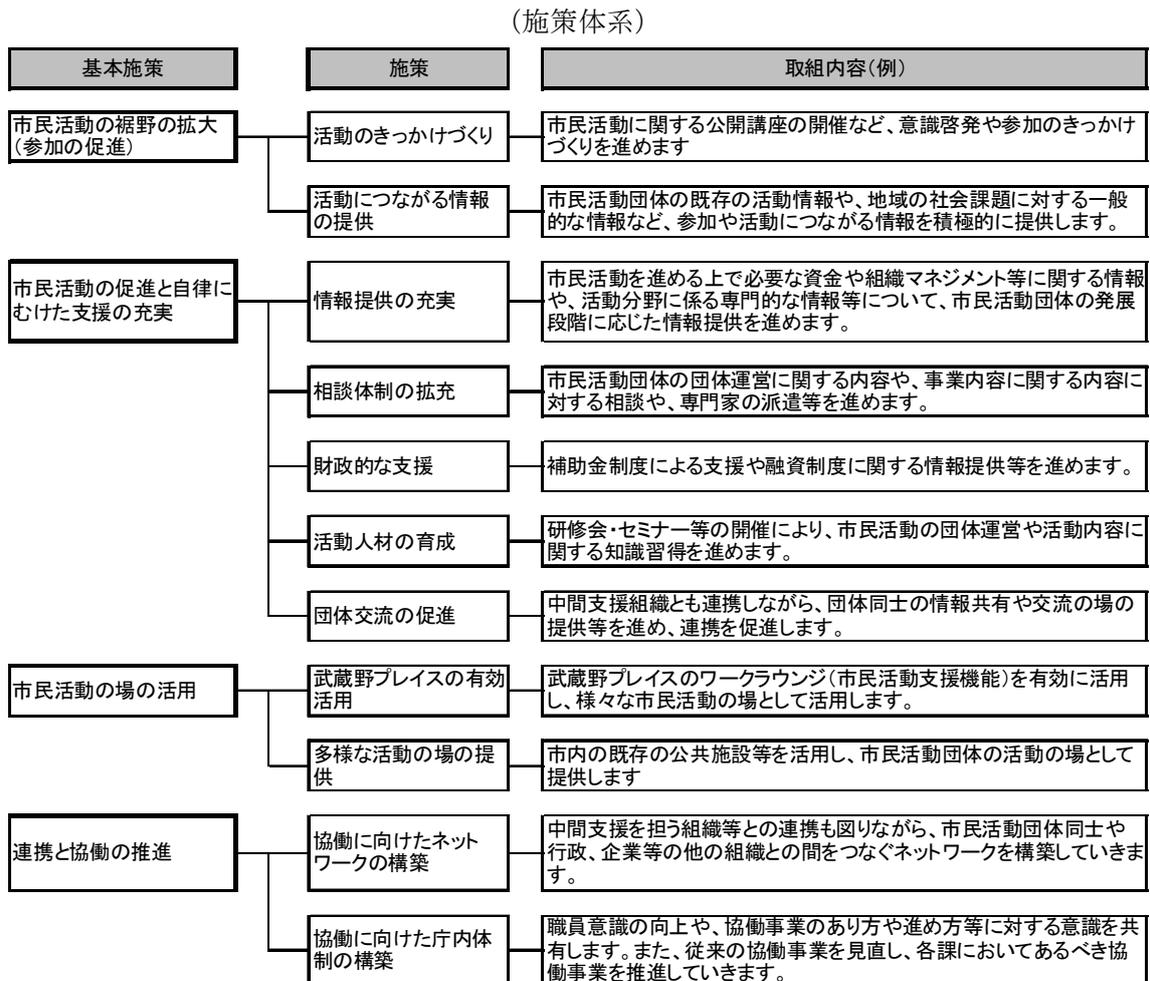
そのため、協働は、行政と市民活動団体との間だけではなく、市民活動団体や企業、行政などの様々な団体相互において発生するものであり、「**公共的な課題の解決のため、異なる主体が、対等な立場に立ち、適切な責任と役割分担のもと、それぞれの特性を最大限発揮し相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだし、取組むこと**」と定義します。

III. 施策の方向性

1 施策体系

本計画では、以下のような施策を展開していきます。

※「取組内容（例）」は現段階で想定している内容です。最終計画策定段階では、具体的な事業として整理をいたします。



2 発展段階別にみた取組

「Ⅱ.1 市民活動の発展段階」で整理した発展段階に対して、どの取組が対応するかを整理したものが以下となります。

それぞれ、発展段階に応じたニーズを充足する事業を展開していきます。

施策	想い醸成期	活動萌芽期	活動実践期	成長安定期	展開期
活動のきっかけづくり	○				
活動につながる情報の提供	○	○			
情報提供の充実		○	○	○	○
相談体制の拡充			○	○	○
財政的な支援		○	○	○	○
活動人材の育成		○	○	○	○
団体交流の促進			○	○	
武蔵野プレイスの有効活用	○	○	○		
多様な活動の場の提供	○	○	○		
協働に向けたネットワークの構築			○	○	○
協働に向けた庁内体制の構築			○	○	○

IV. 計画の実現に向けて

1 計画の進捗管理

本計画については、施策や施策を構成する事業の進捗状況、達成状況を把握するための進行管理の仕組みを構築し、その成果を元に、計画の見直しを図ります。

具体的な事業については、毎年度その進捗状況を把握し、毎年の事業執行に活用していきます。また、施策の評価については、計画期間 5 年経過時に評価を行い、計画の見直しに活用していきます。

※具体的な進捗管理の仕組みについては、事業内容を検討した段階にあわせて検討します。

2 計画の推進体制

市民活動の促進や協働の実現は、全市的に取り組むべき課題です。そのため、市民協働推進課を中心としながら、各課の相互連携により計画を推進していきます。